平成２２年（フ）第１９４１号
広島市佐伯区楽々園４丁目１番３―101号
債務者　北崎　礼子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０号
広島市安佐南区大町東２丁目11番35―15号
債務者　福間　辰男
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２号
広島県東広島市黒瀬町丸山288番地１
債務者　吉岡志穂里
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８８号
山口県下関市豊浦町大字黒井2169番地１
債務者　中島　淳也
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
山口県下関市豊浦町大字黒井2169番地１
債務者　中島　智美
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
山口県下関市菊川町大字田部584番地１
債務者　川上　雅樹
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
山口県下関市長府珠の浦町11番12号
債務者　高野　清次
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４００号
山口県下関市彦島海士郷町21番13号
債務者　山本　孝英
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１号
福岡県筑後市大字野町263番地　北原アパート203号
債務者　高瀬　信子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第３９号
大分県佐伯市大字戸穴1633番地２
債務者　高橋　知美
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
大分県佐伯市米水津大字宮野浦605番地
債務者　森山　　健
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
鹿児島県鹿児島市大明丘３丁目５番７―35号
債務者　黒永　義昭
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８５６号
鹿児島県鹿児島市吉野町780番地27
債務者　前岡　安義
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８５７号
鹿児島県鹿児島市吉野町780番地27
債務者　前岡　芳子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4237番地３
債務者　羽生　隆二
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７８号
福島県南相馬市原町区大原字西下田124番地
債務者　高橋　英子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第５８２号
山梨県甲府市元紺屋町33番地
債務者　野田美佐子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８９号
山梨県甲斐市西八幡4010番地２　メゾン・ド・エラン101号
債務者　近藤　　渚
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係